

○小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則（移動支援事業の部分を抜粋）

(対象者)

第18条 移動支援費及び日中一時支援費の給付の対象者は、小金井市の区域内に住所を有し、市長が必要と認めた障害者等で、次の表に掲げるとおりとする。

移動支援費	日中一時支援費
次の各号のいずれかに該当する者。ただし、法に規定する重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けているときは、対象としない。 1 身障法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害及び障害の程度が次のいずれかに該当するもの ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「施行規則」という。）別表第5号に規定する視覚障害イ 施行規則別表第5号に規定する肢体不自由のうち、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能に限る。）のいずれかの障害を有し、その程度が1級又は2級 2 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日民児精発第58号）による愛の手帳の交付を受けた者又は療育手帳交付要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者 4 前3号に掲げる者に準ずる者として市長が特に認める者	次の各号のいずれかに該当する者。ただし、法に規定する共同生活援助の支給決定を受けているときは、対象としない。 1 身障法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者 2 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日民児精発第58号）による愛の手帳の交付を受けた者又は療育手帳交付要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者

(移動支援)

第19条 移動支援費の給付の対象となる移動支援とは、次に掲げる事項を目的とし、1日の範囲で用務を終えることができる外出の支援とする。ただし、通学、通所、通園等に係る継続的もしくは長期にわたる外出又は通勤、営業活動等の経済活動に係る外出その他市長が適当でないと認めた場合は、対象としない。

(1) 社会生活上必要な外出（代読、代筆を含む。）

(2) 余暇活動及び社会参加

2 前項ただし書の規定にかかわらず、通学に係る外出について、前条の対象者の保護者が急病、けがその他やむを得ない事情により一時的に通学に係る外出の支援ができない場合であって、市長が必要と認めるときは、移動支援費の給付の対象とすることができる。

3 移動支援の利用時間は、原則として午前6時から午後10時までとする。

（申請等）

第21条 移動支援費又は日中一時支援費（以下この章において「支援費」という。）の給付を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、移動支援費・日中一時支援費給付申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、給付の可否を決定し、移動支援費・日中一時支援費給付決定・却下通知書（様式第11号）により当該申請者に通知する。

3 市長は、支援費の給付を決定したときは、当該申請者に対し小金井市移動支援費・日中一時支援費受給者証（様式第12号）を交付する。

（支給量）

第21条の2 移動支援の支給量の上限は、別表第4に定める時間数とする。ただし、申請者からの申出により介護者の状況、利用内容、利用方法等で、やむを得ず上限を超えて利用する必要があると市長が認めた場合は、この限りでない。

2 日中一時支援の支給量の上限は、別表第5に定める回数とする。ただし、申請者からの申出により介護者の状況、利用内容、利用方法等で、やむを得ず上限を超えて利用する必要があると市長が認めた場合は、この限りでない。

（給付決定の有効期間）

第22条 給付決定の有効期間は、給付決定を行った日から3年以内で市長が定めた期間とする。

（給付決定の変更）

第23条 小金井市移動支援費・日中一時支援費受給者証の交付を受けた者（以下この章において「給付決定対象者」という。）は、受給者証の内容を変更する必要があるときは、変更の理由が生じた日から14日以内に、市長に対し、移動支援費・日中一時支援費給付決定変更申請書（様式第13号）を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、給付の可否を決定し、移動支援費・日中一時支援費給付変更決定・却下通知書（様式第14号）により当該申請をした者に通知する。

（給付決定の取消し）

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、給付決定を取り消すことができる。

(1) 給付決定対象者が支援費を受ける必要がなくなったとき。

(2) 給付決定対象者が小金井市外に転出したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が給付を不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による給付決定の取消しを行ったときは、給付決定対象者に対し、移動支援費・日中一時支援費受給者証の返還を求めるものとする。

(事業者登録)

第24条の2 移動支援又は日中一時支援を行おうとする事業者は、市長に対し、小金井市地域生活支援事業者登録（変更）申請書（様式第14号の2）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、移動支援については第1号から第3号までのいずれかに、日中一時支援については第4号に該当することを確認した上で登録の可否を決定し、小金井市地域生活支援事業者登録決定（却下）通知書（様式第14号の3）により事業者に通知する。

- (1) 法に規定する居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の指定事業者
- (2) 平成18年9月30日現在で法附則第8条第1項第5号の外出介護の指定を受けていた事業者
- (3) 小金井市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成19年規則第4号）の規定により登録を受けている事業者
- (4) 法に規定する短期入所の指定事業者

(登録の取消し)

第24条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定により行った登録を取り消すことができる。

- (1) 事業者からの申出があったとき。
 - (2) 事業者が前条第2項の要件を満たさなくなったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、登録が不適当と市長が認めたとき。
- 2 前項第1号又は第2号による取消しを受ける場合は、小金井市地域生活支援事業者廃止届出書（様式第14号の4）を提出するものとする。

(移動支援費・日中一時支援費)

第25条 市長は、給付決定対象者が第24条の2の規定により登録された事業者（以下この章において「事業者」という。）から移動支援又は日中一時支援を受けたときは、当該給付決定対象者に支援費を支給する。

2 支援費の額は、別表第6に定める基準により算定した額（以下この章において「給付基準額」という。）とし、給付決定対象者の属する世帯の課税状況等により別表第3に定める割合を乗じて得た額とする。

3 移動支援費について市長が特に身体介護を必要とする移動支援を提供する必要があると認めた場合は、前項に規定する額に別表第7に定める額を加算した額を、移動支援費として支払うこととする。ただし、同日に複数回の移動支援を提供した場合については、1回の移動支援の提供終了時から2時間以上経過後に移動支援を提供した場合に加算することができるものとする。

4 移動支援又は日中一時支援を受けようとする給付決定対象者は、事業者に受給者証を提示し、双方の契約に基づき当該支援を受けるものとする。

5 給付決定対象者が事業者から当該支援を受けたときは、市は、当該給付決定対象者が当該事業

者に支払うべき当該支援に要する費用について、支援費として当該給付決定対象者に給付すべき額の限度において、当該給付決定対象者に代わり、事業者に支払うことができる。

6 前項の規定による支払いがあったときは、給付決定対象者に対し支援費の給付があつたものとみなす。

7 第5項の規定により支援費を請求しようとする事業者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 請求書
- (2) 明細書
- (3) 実績記録票

別表第3（第15条、第25条関係）

給付決定対象者等の属する世帯の課税状況等	割合
生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている世帯	100／100
市町村民税非課税世帯	100／100
市町村民税所得割額3万3千円未満世帯	95／100
市町村民税所得割額3万3千円以上世帯	90／100

※1 この表において「給付決定対象者等の属する世帯」とは、給付決定対象者が18歳以上の場合は本人及び配偶者を、18歳未満の場合は住民基本台帳上の世帯をいう。

※2 この表において「市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、所得割とは、同法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。

※3 この表において、給付決定対象者等の属する世帯の課税状況等とは、第14条及び第21条に定める申請のあった月の属する年度（4月から6月までにあっては前年度）のものとする。

※4 この表の算定により端数が生じたときは、1円未満（日中一時支援費については、10円未満）を切り捨てるものとする。

別表第4（第21条の2関係）

	小学生	中学生	高校生及びそれに準ずる児童	18歳以上で左記以外の者
支給量上限（1月当たり）	10時間	15時間	20時間	25時間

※ 支給量は、1月単位で決定し、原則として上記の上限範囲内で決定する。

別表第6（第25条関係）

移動支援費・日中一時支援費の額

移動支援費	基本単価 (30分当たり)	時間外加算 午前6時から8時まで及び 午後6時から10時まで (本時間以外でのやむを得ないサービス提供を含む。)
	1,000円	基本単価×1.25
日中一時支援費	1回当たり5時間以内で2,500円を基本単価とする。	

※ 移動支援費の時間外加算の計算については、サービスの最小単位を30分とし、時間外加算時間帯をまたいでサービスを提供する場合は、サービスの半分以上を占める時間帯で算定する。なお、各時間帯で15分ずつサービスを提供したときは、開始した時間での算定基準を適用する。

別表第7（第25条関係）

利用時間	30分以内	30分超60分以内	60分超
加算額（1回当たり）	1,300円	2,300円	3,300円